

【速報】ワシントン条約第19回締約国会議に向けた 附属書掲載提案について(水棲生物)

ワシントン条約第19回締約国会議(CITES/CoP19)は、本年11月14日から中米パナマの首都パナマシティで開催されますが、その150日前にあたる去る6月17日に同会議に向けた附属書掲載提案の提出が締め切られました。ここでは、水棲生物に関する提案の概要について速報します。なお、これらの提案につきましては、CITES/CoP19での議論の前に、FAOが設置する専門家パネルにおいて、附属書掲載基準に合致するかについての科学的な議論が行われ、その報告書がCoP19に提供されることとなっています。

メジロザメ類(附属書II掲載)

メジロザメ類は、主として世界の暖かい海域に広く分布するもので、沿岸域に生息するものも多いのですが、ヨシキリザメのように外洋を広く回遊するものもあり、現在約60種が確認されています。CITESでは、既にメジロザメ科(Carcharhinidae)のうちクロトガリザメとヨゴレの2種が附属書IIに掲載されています(我が国は、両種とも留保を付しています。)が、今般パナマを始めとする15カ国・地域*は、IUCNのレッドリストにより「危機(EN)」あるいは「深刻な危機(CR)」とされている19種については資源状態が悪化しているとして、また、その他のメジ

ロザメ科全種については類似種として附属書IIに掲載することを提案しています。なお、我が国で古くから利用されているヨシキリザメもメジロザメ科に含まれており、類似種として附属書IIへの掲載が提案されています。

*提案国・地域: Bangladesh, Colombia, Dominican Republic, Ecuador, El Salvador, European Union, Gabon, Israel, Maldives, Panama, Senegal, Seychelles, Sri Lanka, Syrian Arab Republic, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland

ポタモトリゴン属の淡水性の エイ類(附属書II掲載)

ポタモトリゴン属は南米の淡水域に生息するエイ類で現在30種以上が知られています。現地では食用にも供されますが、多くは主として観賞魚として扱われています。今回ブラジルは、これらのうちの2種(*Potamotrygon wallacei*, *Potamotrygon leopoldi*)については資源状態が悪化しているとして、他に5種については類似種として附属書IIへの掲載を提案しています。

サカタザメ類(附属書II掲載)

サカタザメと通称されるエイの仲間は、多くがインド洋、太平

洋の熱帯沿岸域に生息しており、2019年のCoP18において、ギターフィッシュ(*Glaucostegus spp.*)とウエッジフィッシュ(*Rhinidae spp.*)の附属書II掲載が採択されています。今般イスラエル、ケニア、パナマ、セネガルより、同じくギターフィッシュと呼ばれているサカタザメ科(*Rhinobatidae*)の全種を附属書IIに掲載する提案がありました。同科には37種のサカタザメ類が属していますが、その内35種が資源状態に関する附属書掲載基準にあてはまり、また、残り2種についても種の判別が困難であるため類似種としての掲載を提案しています。これらの種の一部は我が国においても漁獲・利用があります。

シュモクザメ類(附属書II掲載)

シュモクザメ類については、既にアカシュモクザメ、シロシュモクザメ、ヒラシュモクザメの3種が附属書IIに掲載されています。今般ブラジル、コロンビア、エクアドル、EU、パナマより、主としてアメリカ大陸両岸に生息するウチワシュモクザメ(*Sphyrna tiburo*)については資源が減少しており掲載基準に合致するとして、また、残りのシュモクザメ科(*Sphyrnidae*)すべて(5種)については貿易管理上必要であるため類似種として、附属書IIへの掲

載を提案しています。

ゼブラ・プレコ(附属書 I 掲載)

ゼブラ・プレコは南米の淡水域に生息するナマズの仲間、主として観賞魚として利用されています。ブラジルは、生息域の減少及び生息環境の悪化、並びに資源の減少を理由に、附属書 I への掲載

を提案しています。

バイカナマコ類(附属書 II 掲載)

熱帯ナマコ類については、前回の CoP18 において、イシナマコ類 (*Holothuria*) 3 種の附属書 II 掲載が決議されています (我が国は、うち 1 種については、掲載基準にあてはまらないとして留保を付し

ています)。今般 EU、セイシェル、米国より、多くが過剰に漁獲されており、また、貿易が種の保存への主たる脅威となっているとして、バイカナマコ属 (*Theleleota spp.*) 全 3 種の附属書 II への掲載提案がありました。この 3 種のうち、バイカナマコ及びアデヤカバイカナマコは日本でも沖縄周辺海域で漁獲されています。

第 10 回定時総会が開催される



令和 4 年 6 月 29 日、東京都内において、当協会の第 10 回定時総会が開催されました。総会では、令和 3 年度の決算報告が承認されるとともに、同年度の事業報告並びに令和 4 年度の事業計画及び収支予算が報告されました。

令和 4 年度事業計画(骨子)

I. 広報普及活動

(1) 講演会・会議等の開催

令和 4 年度は、ワシントン条約 (CITES) 関連会合として第 19 回締約国会議 (CoP19) がパナマで開催されるとともに、令和元年の我が国商業捕鯨再開以降初めての開催となる国際捕鯨委員会 (IWC) 総会も 10 月に予定されており、生物資源の持続可能な利用に関する様々な議論の動向を注視しながら情報収集活動と、会員に向けての広報普及活動を推進する。具体的には、

①令和 4 年 11 月にパナマで予定される CITES/CoP19 関連では、6 月 17 日までに提出される水棲生物を含む附属書提案の動きに関する情報を収集するとともに、関係団体と協力して締約国会議に対応する。

② CITES/CoP19 の結果を踏まえた報告会を開催し、国内関係者に情報発信する。

③令和 4 年 10 月にスロベニアのポルトロズで予定される IWC 第 68 回総会 (IWC68) は、我が国の IWC からの脱退、商業捕鯨再開後初めての総会であり、引き続き、各締約国政府や環境保護団体の動向についての情報を的確に収集する。

④生物資源の持続可能な利用を推進する講演会や意見交換会を必要に応じて国内各地で開催する。

(2) 会報等の発行

会報としてニュースレターを発行する。これは、当協会の活動状況や内外の環境関係の最新情報を、適宜ニュースレターの形でまとめたもので、会員や関係者に配付する。今年度は 3 回程度の発行を予定する。

(3) パンフレット、資料等の作成配付

国内外における議論を踏まえ、

必要に応じて、自然資源の保護と持続可能な利用に関する普及宣伝用パンフレット、資料等を作成する。

II. 資源情報調査活動

(1) 委託事業、補助事業の実施

①令和 4 年度は、国の委託事業として漁場環境改善推進事業のうち海洋生態系保全国際動向調査事業に引き続き取組む。

②国の補助事業である国際資源の管理体制構築促進事業のうち国際漁業戦略的連携促進事業に継続して取り組む。

③民間からの受託事業としての象牙原材料確保調査において、アフリカの象牙資源量調査を実施する。

④同じく民間からの受託事業として、宝石珊瑚保護育成協議会よりワシントン条約対策事業の委託を受け、CoP19 での議論に備え資源情報調査活動等を実施する。

(2) 情報の収集

自然資源の保護と利用に関する国際的な最新の動き、関連 NGO の活動内容等を関係者に提供するために、積極的に情報交換を行う。また、国際場裡において当協会と目的を同じくする海外の NGO や

個人と連携して、最新情報の収集に努める。

令和4年度の国の補助事業を活用して海外コンサルタント3者と契約し、米国や欧州を中心とする国際漁業に関する情報収集に加え、東アジア及びアフリカ諸国の動向についても情報収集を行う

Ⅲ. 国際会議等への参加 および海外交流活動

(1) 国際会議等への参加

今年度開催される各種国際環境関係会議に当協会役員等が必要

に応じて派遣し、また環境に関する多国間会議にもオブザーバー又はアドバイザーとして参加する。具体的に想定する国際会議は次の通り。

- ・IWC 第68回総会（スロベニア・ポルトロズ） 令和4年10月
- ・CITES 第19回締約国会議（パナマ・パナマシティ） 令和4年11月

(2) 海外 NGO との協力

自然資源の持続可能な利用を推進していくためには、諸外国との関係強化を図る必要がある。特に、自然資源への依存度が高い途上国

での持続可能な利用の推進、自然環境保護などの活動に積極的に協力する。また、人的交流の促進を含め、コミュニケーションの拡大を図る。

Ⅳ. 会員募集活動

より多くの会員を獲得するため、当協会の目的や活動内容について多くの人達に理解されるよう、内外のあらゆる活動を通じた不断の努力を継続する。

CITESとの関わりを振り返って(その2)

(一社) 自然資源保全協会 業務執行理事 前 章裕

クロマグロがCITESで話題に

1992年に京都で開催された第8回ワシントン条約締約国会議に向けて、大西洋クロマグロを附属書に掲載する提案がスエーデンから提出されました。このことには、おそらく日本のみならず世界の多くの水産関係者がひとかたならず驚いたと思います。確かに、1980年代には、西大西洋のクロマグロ資源について、米国等とICCATの場において資源論争が繰り広げられましたが、これはあくまで漁業資源の管理の議論であって、クロマグロが絶滅の危機にあるという議論ではなかったと思います。結局、この提案は会期中に撤回されましたが、1994年の第9回締約国会議に向けても同様の動きがあり、ワシントン条約における漁業対象資源への関心が高まる要因となったことは確かであると思います。

このような関心の高まりの中で、1996年にIUCNが主催して、ロンドン動物園内の施設で、当時の

IUCNのレッドリスト掲載基準を漁業資源に適用した場合にどのようなことが言えるかを検討する作業部会が開催されました。同作業部会には、現在日かつ漁協で顧問ドクターをされている魚住雄二博士とともに出席しましたが、まず、参加者のほとんどが和気あいあいと議論している雰囲気、こちらは漁師の生活がかかっているんだという気持ちもあって違和感を抱いたことを覚えています。漁業資源、特に国際的な資源管理が行われているものについては、漁業の操業や調査を通じた経年的なデータが揃っていて、基準に従って議論するための材料には事欠きません。ところが、基準そのものが主として陸上生物を主眼に作成されたものであって、多くの魚類のようにたくさんの卵を産む種類の判断に適切なものであるかは疑問なしとしませんでした。このことは、米国から参加していた漁業資源の研究者も同感であったようで、多くの種が絶滅危惧の基準にあてはまるとした結論に対し、マグロ類

のような種に当時の基準をそのままあてはめることについて立場を留保する発言を行い、記録にも残されることとなったと記憶します。

ワシントン条約の附属書掲載基準については、陸上生物についても問題点が指摘され、1992年の第8回締約国会議からその見直しの議論が行われていましたが、2004年の第13回締約国会議においてようやく改定された新基準が採択されました。この基準は、漁業資源の持つ特性にも配慮したものとなっています。並行して、漁業資源について附属書掲載提案がなされた場合には、漁業に関する国連の専門機関であるFAOが設置する専門家パネルからの意見を聞く仕組みも構築されました。このようにして、ワシントン条約において漁業資源を議論する仕組が次第に整備されていったわけです。

そのような中で2010年にカタルの首都ドーハで開催された第15回締約国会議において、大西洋クロマグロの附属書掲載が再度提案されました。今回は、過去2回と

は異なり、締約国会議での議論に付されたのち、採決にまで至りました。最終的には否決されましたが、我が国において馴染み深い魚が環境保護に関する国際会議で議論されたということで、一般紙やテレビでも大きく取り上げられたことは記憶に新しいと思います。

この前後から、漁業対象種について附属書掲載提案がなされる例が多く見られるようになってきて、我が国水産界においても、2年ないし3年に一度開催される締約国会議の度に、会議の150日前までに提出される附属書掲載提案に高い関心が寄せられるようになっていきました。

CITESの現状

ワシントン条約において関心が持たれる種の中で、実際に漁業との関係が深いものにサメ類があります。2013年の第13回締約国会議におけるホオジロザメを始めとして、多くのサメ類が附属書Ⅱに掲載されていきました。附属書Ⅱに掲載されると、取引には輸出許可書やその前提となる無害証明(NDF)の発行等の条件が課されますが、直ちに商業的利用が否定されるものではありません。実際、条約本文でも、附属書Ⅱに掲載する種は、「現在必ずしも絶滅のおそれがある種ではないが、・・・」(第2条第2項)とされています。しかしながら、一般の報道においては、ワシントン条約附属書に掲載されると、それが附属書Ⅱであっても、「絶滅のおそれがあるとされる・・・」と言及されることが多くなるように思います。漁業資源とはいってもサメ類については、ICCAT等の地域漁業管理機関においてサメのヒレ切りが問題視されたり、また、他の漁業対象種とは異なり、サメそのものに対する一般大衆の関心も高いものがあって、

「附属書掲載＝絶滅のおそれ」と言及されたりする傾向が強いようです。

サメ類には胎生や卵胎生のものもあり、一般的には普通の魚類と比較して生産性が低いものが多いとされています。それでも、伝統的に商業漁業の対象とされているものもあり、沖合性で商業的に利用されるものについては、多くのマグロ類の地域漁業管理機関によって資源評価や漁獲規制の対象となっています。このため、ワシントン条約の附属書掲載基準に照らした科学的な議論が可能となるデータが収集されているものも多く、直近の例でいえば、アオザメがこれにあたります。FAOの専門家パネルは、ICCATやWCPFCにおける議論を踏まえ、アオザメの附属書掲載提案についてはワシントン条約自身の掲載基準にあてはまらないと助言していましたが、2019年にスイスで開催された第18回締約国会議では、賛成多数でこの提案が採択されてしまいました。秘密投票のため明確ではありませんが、一般に保護主義的な立場に立つことが多い米国やニュー・ジーランドは、その発言から判断すると反対だったようです。しかしながら、提案国のEU諸国等は、アオザメを最も利用している国の一つであるスペインを含め賛成したものとみられています。我々から見ると、FAOの助言は、一部は必要以上に保護的だとも思われて、必ずしもすべて賛成できるものではありません。ところが、そのようなものですら無視されてしまうのです。

附属書掲載の別の問題点が、一度掲載されると資源状態がよくなってほどんどダウンリスティングされないことがあります。附属書Ⅱへのダウンリスティングが実現した南部アフリカのゾウについても、貿易再開には色々な条件

がついていますし、2000年前後に我が国やノルウェーが提案したミンククジラのダウンリスティングも多くの賛成が得られるようにはなっていましたが、その実現のための3分の2の多数を得るまでにはなりません。附属書に掲載された種については、その資源状態を定期的に見直すこととされていますが、大型鯨類については、2007年の第14回締約国会議において、「IWCの商業捕鯨モラトリアムが有効な間は、定期見直しは行わない」旨の決定がなされているほどです。鯨類の専門機関であるIWCの判断に委ねるのであれば、漁業資源については国連の専門機関であるFAOの助言に従ってほしいものです。

ワシントン条約の目的は絶滅のおそれのある野生生物を保護しようというものです。ワシントン条約や各国の努力で資源状態が改善した場合には、本来であれば、附属書ⅠからⅡへのダウンリスティング、あるいは、そもそも附属書からの削除という決定が行われるべきですが、なかなかそういう風にはなりません。一度3分の2の多数を得た(すなわち、反対する国は3分の1に満たなかった)提案を覆すような議論は、一部を除いて現実的には難しいわけです。その結果、附属書に掲載される種の数は一方向的に増加していくこととなります。科学的な事実がダウンリスティングを支持するのであれば、地道にその実現を追求すべきです。資源状態の回復がみられるものはダウンリスティングすることによって、管理、保護のためのインセンティブがより働くようになると思うのですが、いかがでしょうか。

(つづく)